

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに
再判定期日を迎える手帳所持者の皆様

静岡県健康福祉部障害者支援局
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る療育手帳の再判定の取扱いについて

日頃より、本県の障害保健福祉行政の推進について、御協力いただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、療育手帳の再判定の取扱いについて、下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、本通知に伴う療育手帳の再交付は行いませんので、本通知と療育手帳を合わせて保管いただくようお願いします。

記

1 療育手帳の再判定の取扱い

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに次期判定年月（以下「再判定期日」という。）を迎える方のうち、再判定期日の延長を希望する方にあつては、現在の期日を1年間延長することができることとします。

例：現 行 再判定期日 令和2年7月

希望者 再判定期日 令和3年7月

2 延長を希望する場合の手続き

お住まいの市町の療育手帳担当部署宛に、お電話にて延長を希望する旨のご連絡をお願いします。

担 当 知的障害福祉班
電話番号 054-221-2435